

千葉県報

号外
平成25年5月21日

主要目次

○ 千葉海区における漁業権に係る漁業の免許の内容たるべき事項等の決定
 ○ 内水面における漁業権に係る漁業の免許の内容たるべき事項等の決定 三九

告示

千葉県告示第二百九十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定により、千葉海区における漁業権に係る漁業の免許の内容たるべき事項、関係地区又は地元地区、免許予定日及び申請期間を次のとおり定めた。
 平成二十五年五月二十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 免許の内容たるべき事項等
 その一

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	おごりの漁業 もがい漁業 かき漁業 はまぐり漁業 あさり漁業 ばかがい漁業 しおふき漁業 ほんびのすがい漁業 えむし漁業	一月一日から十二月三十一日まで " " " " " " " " " "
第二種共同漁業	雑魚固定式さし網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 市川市塩浜地先
 4 漁場の区域 次のイ、エ、オ、カ、キ、ク及びビの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 基点東四号 市川市塩浜一丁目地先の市川市公共基準点N〇、七三

その二

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	おごりの漁業 もがい漁業 かき漁業 はまぐり漁業 あさり漁業 ばかがい漁業 おおのがい漁業 しおふき漁業 えむし漁業	一月一日から十二月三十一日まで " " " " " " " " " "
第二種共同漁業	雑魚すだて漁業	三月一日から八月三十一日まで

3 漁場の位置 木更津市牛込地先
 4 漁場の区域 次の基点東二十六号と基点東二十七号の一点を結んだ線、基点東二十六号の二、ア、イ及び基点東二十七号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
 基点東二十六号 木更津市と袖ヶ浦市との境界付近に設置した標紙
 基点東二十六号の一 袖ヶ浦市南袖（奈良輪地区埋立地）南西上端
 基点東二十六号の二 袖ヶ浦市南袖（奈良輪地区埋立地）北西上端
 基点東二十七号 木更津市牛込と同市中島との境界付近に設置した標紙
 ア 基点東二十六号から一度五分一、七〇〇メートルの点
 イ 基点東二十七号から三四八度一五分一、七〇〇メートルの点
 制限又は条件 すだて漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	おごのり漁業 もがい漁業 かき漁業 はまぐり漁業 あさり漁業 ばかがい漁業 おおのがい漁業 しおふき漁業 えむし漁業	一月一日から十二月三十一日まで " " " " " " " " "
第二種共同漁業	雑魚すだて漁業	三月一日から十一月三十日まで

1 公示番号 共第三号
 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
 3 漁場の位置 木更津市中島から畔戸に至る地先
 4 漁場の区域 次の基点東二十七号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点東三十号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 基点東二十七号 木更津市牛込と同市中島との境界付近に設置した標柱
 基点東二十八号 木更津市中島と同市瓜倉との境界付近に設置した標柱
 基点東二十九号 木更津市基本基準点(二等三角点畔戸)
 基点東三十号 木更津市畔戸と同市久津間との境界付近に設置した標柱
 ア 基点東二十七号から三四八度一五分一、七〇〇メートルの点
 イ 基点東二十八号から三三二度五五分二、二四〇メートルの点
 ウ 基点東二十九号から二九七度四五分二、五三〇メートルの点
 エ 基点東二十九号から二六五度五五分二、七九〇メートルの点
 オ カから二四八度五五分一、一四〇メートルの点
 カ 基点東三十号から二六五度三五分一、一二〇メートルの点
 制限又は条件 すだて漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。
 5 関係地区 木更津市中島、瓜倉、畔戸及び中野
 6 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
 7 公示番号 共第四号

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	おごのり漁業 もがい漁業 はまぐり漁業 あさり漁業 ばかがい漁業 おおのがい漁業 しおふき漁業 えむし漁業	一月一日から十二月三十一日まで " " " " " " " "
第二種共同漁業	雑魚すだて漁業	三月一日から八月三十一日まで

1 公示番号 共第五号
 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
 3 漁場の位置 木更津市久津間及び江川地先
 4 漁場の区域 次の基点東三十号、ア、イ、ウ、エ及び基点東三十二号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 基点東三十号 木更津市畔戸と同市久津間との境界付近に設置した標柱
 基点東三十二号 木更津市江川と同市中里との協定境界標柱
 ア 基点東三十号から二六五度三五分一、一二〇メートルの点
 イ アから二四八度五五分一、一四〇メートルの点
 ウ 基点東三十二号から二五二度五五分一、八四〇メートルの点
 エ 基点東三十二号から二四五度二九分三八メートルの点
 制限又は条件 すだて漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。
 5 関係地区 木更津市久津間、江川及び岩根
 6 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
 7 公示番号 共第五号

第一種共同漁業	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
3 漁場の位置 木更津市中里地先	雑魚すだて漁業		三月一日から八月三十一日まで
4 漁場の区域 次の基点東三十二号、ア、イ、ウ、エ及び基点東三十三号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域			
基点東三十二号 木更津市江川と同市中里との協定境界標柱			
基点東三十三号 木更津市中里と同市木更津との協定境界標柱			
ア 基点東三十二号から二四五度二九分三二八メートルの点			
イ 基点東三十二号から二五二度五五分一、八四〇メートルの点			
ウ 基点東三十三号から二四八度四七分一、九四五メートルの点			
エ 基点東三十三号から二五一度一五分一、〇八〇メートルの点			
5 制限又は条件 すだて漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。			
6 関係地区 木更津市中里			
7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで			
その六			
1 公示番号 共第六号			
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期			
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第一種共同漁業	おごり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
		もがい漁業	"
		かき漁業	"
		はまぐり漁業	"
		あさり漁業	"
		ほかがい漁業	"
		おのがい漁業	"
		しおぶき漁業	"
		えむし漁業	"
	第一種共同漁業	雑魚すだて漁業	三月一日から八月三十一日まで
3 漁場の位置 木更津市吾妻から新港に至る地先			
4 漁場の区域 次の基点東三十三号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から木更津港内港を除く区域			
基点東三十三号 木更津市中里と同市木更津との協定境界標柱			
基点東三十四号 木更津市木更津港の中の島大橋南側防波堤に設置した標柱			
ア 基点東三十三号から二五一度一五分一、〇八〇メートルの点			
イ 基点東三十三号から二四八度四七分一、九四五メートルの点			

第二種共同漁業	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
ウ 基点東三十四号から二五六度二四分二、三四八メートルの点			
エ 基点東三十四号から二五六度二四分一、四〇八メートルの点			
オ 基点東三十四号から二五三度二八分一、一八八メートルの点			
カ 基点東三十四号から二八九度一分二九八メートルの点			
キ オとカを結ぶ延長線上で木更津港旧軍用北防波堤中心線と交差する点			
5 制限又は条件 すだて漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。			
6 関係地区 木更津市吾妻、木更津及び貝淵			
7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで			
その七			
1 公示番号 共第七号			
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期			
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第二種共同漁業	雑魚固定式さし網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
3 漁場の位置 木更津市地先			
4 漁場の区域 次の基点東二十六号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びケの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から木更津港内港を除く区域			
基点東二十六号 木更津市と袖ヶ浦市との境界付近に設置した標柱			
基点東二十七号 木更津市牛込と同市中島との境界付近に設置した標柱			
基点東二十八号 木更津市中島と同市瓜倉との境界付近に設置した標柱			
基点東二十九号 木更津市基本基準点(二等三角点畔戸)			
基点東三十二号 木更津市江川と同市中里との協定境界標柱			
基点東三十四号 木更津市木更津港の中の島大橋南側防波堤に設置した標柱			
ア 基点東二十六号から一度五五分二、六一〇メートルの点			
イ 基点東二十七号から三〇七度四〇分二、七四〇メートルの点			
ウ 基点東二十八号から三三二度五五分二、二四〇メートルの点			
エ 基点東二十九号から二九七度四五分二、五三〇メートルの点			
オ 基点東三十二号から二六一度一七分三、七一〇メートルの点			
カ 基点東三十四号から二六三度一分四、五六四メートルの点			
キ 基点東三十四号から二五六度二四分二、三八三メートルの点			
ク 基点東三十四号から二五六度二四分一、七三八メートルの点			
ケ 基点東三十四号から三四度四一分九〇一メートルの点			
5 制限又は条件 なし			
6 関係地区 木更津市			
7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで			

その八	
1 公示番号 共第八号	
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類、名称、時期
第一種共同漁業	おごりの漁業 たいらぎ漁業 かき漁業 はまぐり漁業 あさり漁業 みるくい漁業 なみがい漁業 ばかがい漁業 しおふき漁業 おおのがい漁業 なまこ漁業 えむし漁業
第二種共同漁業	雑魚すだて漁業 えむし漁業
3 漁場の位置 富津市富津地先	三月一日から八月三十一日まで
4 漁場の区域 次の基点東四十三号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びクケの各点を順次に結んだ線、最大高潮時海岸線並びに基点東四十五号の四とコとの点を結んだ線とによって囲まれた区域	
基点東四十三号 富津市富津港東防波堤灯台	
基点東四十五号の四 富津市富津岬の明治百年記念展望塔の北端支柱	
ア 基点東四十三号から三三六度三六分八三三メートルの点	
イ 基点東四十三号から九度三六分一、一〇四メートルの点	
ウ 基点東四十三号から三四三度三二分、六五四メートルの点	
エ 基点東四十三号から三五二度二七分三、二二九メートルの点	
オ 基点東四十三号から三五一度五七分三、四二九メートルの点	
カ 基点東四十三号から三四九度一六分四、五九四メートルの点	
キ カから三二六度三五分一、一四三メートルの点	
ク ケから三四〇度二、六〇〇メートルの点	
ケ 北緯三五度一八分五三・〇秒、東経一三九度四六分五・〇秒の点	
コ 北緯三五度一八分五二・〇秒、東経一三九度四六分四・〇秒の点	
5 制限又は条件 すだて漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。	
6 関係地区 富津市大堀、青木、西川、新井及び富津	

その九	
7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	
1 公示番号 共第九号	
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類、名称、時期
第一種共同漁業	おごりの漁業 たいらぎ漁業 かき漁業 はまぐり漁業 あさり漁業 みるくい漁業 なみがい漁業 ばかがい漁業 しおふき漁業 おおのがい漁業 えむし漁業
第二種共同漁業	雑魚すだて漁業 ひらめ固定式さし網 きす固定式さし網 こち固定式さし網 かに固定式さし網
第三種共同漁業	あじ地びき網漁業
3 漁場の位置 富津市富津地先	三月一日から八月三十一日まで
4 漁場の区域 次の基点東四十五号の四とアの点を結んだ線、イ、ウ、エ及び基点南一号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	一月一日から十二月三十一日まで
基点東四十五号の四 富津市富津岬の明治百年記念展望塔の北端支柱	
基点南一号 富津市富津と同市川名との境界付近に設置した標柱	
ア 北緯三五度一八分五二・〇秒、東経一三九度四六分一四・〇秒の点	
イ 北緯三五度一八分五三・〇秒、東経一三九度四六分五・〇秒の点	
ウ イから一四五度一〇分三、三三〇メートルの点	
エ 基点南一号から一八七度五分二、八二〇メートルの点	
5 制限又は条件 すだて漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。	
6 関係地区 富津市大堀、青木、西川、新井及び富津	
7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	
1 公示番号 共第十号	

漁業種類	漁業の種類	漁業の名称	漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	4
								漁業の名称及び漁業時期
漁業種類	漁業の種類	漁業の名称	漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	4
								漁業の名称及び漁業時期

4 漁場の区域 次の基点南七号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点南十八号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点南七号 富津市笹毛と同市湊との境界付近に設置した標柱
 - 基点南十二号 富津市竹岡と同市萩生との境界付近に設置した標柱
 - 基点南十三号 富津市萩生と同市金谷との境界付近に設置した標柱
 - 基点南十四号 富津市金谷字榎山に設置した標柱
 - 基点南十八号 富津市と安房郡鋸南町との境界付近に設置した標柱
 - ア 基点南七号から二六五度二、〇〇〇メートルの点
 - イ 基点南十二号から三〇〇度二三分一、五〇〇メートルの点
 - ウ 基点南十三号から三〇九度一、五〇〇メートルの点
 - エ 基点南十四号から二八四度一、五〇〇メートルの点
 - オ 基点南十八号から二六九度一、五〇〇メートルの点
- 5 制限又は条件 なし
- 6 関係地区 富津市湊、竹岡、萩生及び金谷
- 7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

その十三
1 公示番号 共第十三号

漁業種類	漁業の種類	漁業の名称	漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の名称及び漁業時期
				漁業の種類	漁業の名称	漁業の名称及び漁業時期
第二種共同漁業			漁業の種類	漁業の名称	漁業の名称及び漁業時期	
		網漁業	一月一日から十二月三十一日まで			
		かに固定式さし網漁業	"			
		いなだ固定式さし網漁業	"			
		ひらめ固定式さし網漁業	"			

3 漁場の位置 富津市川名から金谷に至る地先

4 漁場の区域 次の基点南一号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点南十八号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点南一号 富津市富津と同市川名との境界付近に設置した標柱
- 基点南二号 富津市篠部と同市千種新田との境界付近に設置した標柱
- 基点南七号 富津市笹毛と同市湊との境界付近に設置した標柱
- 基点南十三号 富津市萩生と同市金谷との境界付近に設置した標柱
- 基点南十四号 富津市金谷字榎山に設置した標柱

漁業種類	漁業の種類	漁業の名称	漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の名称及び漁業時期
										漁業の種類	漁業の名称	漁業の名称及び漁業時期
第一種共同漁業			漁業の種類	漁業の名称	漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の名称及び漁業時期	
		はばのり漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで									
		わかめ漁業	"									
		いわのり漁業	"									
		てんぐさ漁業	四月一日から十月三十一日まで									
		かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで									
		ひじき漁業	"									
		つのまた漁業	"									
		あわび漁業	四月一日から九月十五日まで									
		とこぶし漁業	四月一日から八月十五日まで									
		さざえ漁業	七月一日から翌年五月三十一日まで									
		たこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで									
		いせえび漁業	八月一日から翌年五月三十一日まで									
		うに漁業	一月一日から十二月三十一日まで									
		なまこ漁業	"									
		えむし漁業	"									
第二種共同漁業			漁業の種類	漁業の名称	漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の名称及び漁業時期	
		いかに小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで									
第三種共同漁業			漁業の種類	漁業の名称	漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の名称及び漁業時期	
		あじ地びき網漁業	一月一日から十二月三十一日まで									

3 漁場の位置 安房郡鋸南町元名から大六に至る地先

4 漁場の区域 次の基点南十八号、ア、イ、ウ、エ及び基点南二十一号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		漁業の種類	漁業の名称	漁業の名称及び漁業時期	漁業の時期
第一種共同漁業	にし漁業	にし漁業	にし漁業	にし漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	あさり漁業	あさり漁業	あさり漁業	あさり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
第一種共同漁業	ほかがい漁業	ほかがい漁業	ほかがい漁業	ほかがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	みるくい漁業	みるくい漁業	みるくい漁業	みるくい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
第一種共同漁業	たこ漁業	たこ漁業	たこ漁業	たこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	えむし漁業	えむし漁業	えむし漁業	えむし漁業	一月一日から十二月三十一日まで
第三種共同漁業	あじ地びき網漁業	あじ地びき網漁業	あじ地びき網漁業	あじ地びき網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
3 漁場の位置	富津市川名及び篠部地先				
4 漁場の区域	次の基点南一号、ア、イ及び基点南二号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域				
基点南一号	富津市富津と同市川名との境界付近に設置した標柱				
基点南二号	富津市篠部と同市千種新田との境界付近に設置した標柱				
ア 基点南一号から一八七度五分二、八二〇メートルの点					
イ 基点南二号から二二三度一分二、五〇〇メートルの点					
制限又は条件	なし				
6 関係地区	富津市川名及び篠部				
7 存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで				
その十一					
1 公示番号	共第十一号				
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の名称及び漁業時期	漁業の時期	
第一種共同漁業	はじめ漁業	はじめ漁業	はじめ漁業	はじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	てんぐさ漁業	てんぐさ漁業	てんぐさ漁業	てんぐさ漁業	四月一日から十月三十一日まで
第一種共同漁業	つめたがい漁業	つめたがい漁業	つめたがい漁業	つめたがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	ばい漁業	ばい漁業	ばい漁業	ばい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
第一種共同漁業	にし漁業	にし漁業	にし漁業	にし漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	あさり漁業	あさり漁業	あさり漁業	あさり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
第一種共同漁業	ほかがい漁業	ほかがい漁業	ほかがい漁業	ほかがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	みるくい漁業	みるくい漁業	みるくい漁業	みるくい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
第一種共同漁業	あかがい漁業	あかがい漁業	あかがい漁業	あかがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	たこ漁業	たこ漁業	たこ漁業	たこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
第一種共同漁業	なまこ漁業	なまこ漁業	なまこ漁業	なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	えむし漁業	えむし漁業	えむし漁業	えむし漁業	一月一日から十二月三十一日まで

第二種共同漁業		漁業の種類	漁業の名称	漁業の名称及び漁業時期	漁業の時期
3 漁場の位置		富津市千種新田から笹毛に至る地先			
4 漁場の区域		次の基点南二号、ア、イ及び基点南七号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域			
基点南二号		富津市篠部と同市千種新田との境界付近に設置した標柱			
基点南七号		富津市笹毛と同市千種新田との境界付近に設置した標柱			
ア 基点南二号から二二三度一分二、五〇〇メートルの点					
イ 基点南七号から二六五度二、〇〇〇メートルの点					
制限又は条件		なし			
6 関係地区		富津市千種新田、岩瀬、小久保、八幡、亀田及び笹毛			
7 存続期間		平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで			
その十二					
1 公示番号		共第十二号			
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		漁業の種類	漁業の名称	漁業の名称及び漁業時期	漁業の時期
第一種共同漁業	はじめ漁業	はじめ漁業	はじめ漁業	はじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	わかめ漁業	わかめ漁業	わかめ漁業	わかめ漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
第一種共同漁業	ひじき漁業	ひじき漁業	ひじき漁業	ひじき漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	てんぐさ漁業	てんぐさ漁業	てんぐさ漁業	てんぐさ漁業	四月一日から十月三十一日まで
第一種共同漁業	つめたがい漁業	つめたがい漁業	つめたがい漁業	つめたがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	あわび漁業	あわび漁業	あわび漁業	あわび漁業	四月一日から九月十五日まで
第一種共同漁業	とこぶし漁業	とこぶし漁業	とこぶし漁業	とこぶし漁業	四月一日から八月十五日まで
	さざえ漁業	さざえ漁業	さざえ漁業	さざえ漁業	七月一日から翌年五月三十一日まで
第一種共同漁業	ばていら漁業	ばていら漁業	ばていら漁業	ばていら漁業	七月一日から翌年五月三十一日まで
	にし漁業	にし漁業	にし漁業	にし漁業	一月一日から十二月三十一日まで
第一種共同漁業	はまぐり漁業	はまぐり漁業	はまぐり漁業	はまぐり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	あさり漁業	あさり漁業	あさり漁業	あさり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
第一種共同漁業	ほかがい漁業	ほかがい漁業	ほかがい漁業	ほかがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	あかがい漁業	あかがい漁業	あかがい漁業	あかがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
第一種共同漁業	たこ漁業	たこ漁業	たこ漁業	たこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	いせえび漁業	いせえび漁業	いせえび漁業	いせえび漁業	八月一日から翌年五月三十一日まで
第一種共同漁業	うに漁業	うに漁業	うに漁業	うに漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	なまこ漁業	なまこ漁業	なまこ漁業	なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
第一種共同漁業	えむし漁業	えむし漁業	えむし漁業	えむし漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	えむし漁業	えむし漁業	えむし漁業	えむし漁業	一月一日から十二月三十一日まで

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あじ小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
第一種共同漁業	はばのり漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
	わかめ漁業	" "
	いわのり漁業	" "
	てんぐさ漁業	四月一日から十月三十一日まで
	かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	ひじき漁業	" "
	つのみた漁業	" "
	とさかのり漁業	" "
	あわび漁業	四月一日から九月十五日まで
	とこぶし漁業	四月一日から八月十五日まで
	さざえ漁業	七月一日から翌年五月三十一日まで
	ばい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	ばていら漁業	" "
	たこ漁業	" "
	いせえび漁業	八月一日から翌年五月三十一日まで
	うに漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	なまこ漁業	" "
	えむし漁業	" "

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あじ小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
第一種共同漁業	はばのり漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
	わかめ漁業	" "
	てんぐさ漁業	四月一日から十月三十一日まで
	かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	ひじき漁業	" "
	つのみた漁業	" "
	あわび漁業	四月一日から九月十五日まで
	とこぶし漁業	四月一日から八月十五日まで
	さざえ漁業	七月一日から翌年五月三十一日まで
	ばい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	ばていら漁業	" "
	ぼかがい漁業	" "
	たこ漁業	" "
	いせえび漁業	八月一日から翌年五月三十一日まで
	うに漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	なまこ漁業	" "
	えむし漁業	" "

1 公示番号 共第十五号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

3 漁場の位置 安房郡鋸南町竜島から岩井袋に至る地先

4 漁場の区域 次の基点南二十一号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点南二十五号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

5 制限又は条件 身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深十三メートル以上の小型定置漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。

6 関係地区 安房郡鋸南町元名、保田、大帷子、吉浜及び大六

7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

その十五

基点南十八号 富津市と安房郡鋸南町との境界付近に設置した標柱

基点南十九号 安房郡鋸南町元名と同町保田との境界付近に設置した標柱

基点南二十一号 安房郡鋸南町大六と同町竜島との境界付近に設置した標柱

ア 基点南十八号から二六九度一、五〇〇メートルの点

イ 基点南十九号から二六八度一、五〇〇メートルの点

ウ エから二六四度四五・五メートルの点

エ 基点南二十一号から二九四度二八分一、四五四・五メートルの点

オ 基点南二十五号から二二九度五〇九・一メートルの点

1 公示番号 共第十六号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

3 漁場の位置 安房郡鋸南町竜島から岩井袋に至る地先

4 漁場の区域 次の基点南二十一号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点南二十五号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

5 制限又は条件 身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深十三メートル以上の小型定置漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。

6 関係地区 安房郡鋸南町竜島、勝山、下佐久間及び岩井袋

7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

その十六

基点南二十一号 安房郡鋸南町大六と同町竜島との境界付近に設置した標柱

基点南二十三号 安房郡鋸南町岩井袋字西ノ崎に設置した標柱

ア 基点南二十一号から二九四度二八分一、四五四・五メートルの点

イ アから二六四度四五・五メートルの点

ウ 基点南二十三号から二六四度一、五〇〇メートルの点

エ 基点南二十五号から二二七度五六分一、五〇〇メートルの点

オ 基点南二十五号から二一九度五〇九・一メートルの点

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	あじ小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
第三種共同漁業	あじ地びき網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
3 漁場の位置	南房総市久枝から小浦に至る地先	
4 漁場の区域	次の基点南二十五号、ア、イ、ウ及び基点南二十七号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
基点南二十五号	安房郡鋸南町と南房総市との境界付近に設置した標柱	
基点南二十七号	南房総市小浦と同市富浦町南無谷との境界付近に設置した標柱	
ア	基点南二十五号から二一九度五〇九・一メートルの点	
イ	基点南二十五号から二三七度五六分一、五〇〇メートルの点	
ウ	基点南二十七号から二七三度四九分一、五〇〇メートルの点	
5 制限又は条件	身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深十三メートル以上の小型定置漁業の漁具設置については、事前に千葉県漁業調整委員会に協議しなければならない。	
6 関係地区	南房総市久枝、市部、竹内、高崎、小浦、宮谷、合戸、検儀谷、二部、荒川、犬掛、井野、川上、平塚、平久里下、平久里中、山田及び吉沢	
7 存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	
その十七		
1 公示番号	共第十七号	
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
網漁業	くるまえば固定式さし	一月一日から十二月三十一日まで
	かに固定式さし網漁業	"
	かます固定式さし網漁業	"
	いなだ固定式さし網漁業	"
	ひらめ固定式さし網漁業	"
3 漁場の位置	安房郡鋸南町から南房総市小浦に至る地先	
4 漁場の区域	次の基点南十八号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点南二十七号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
基点南十八号	富津市と安房郡鋸南町との境界付近に設置した標柱	
基点南十九号	安房郡鋸南町元名と同町保田との境界付近に設置した標柱	
基点南二十一号	安房郡鋸南町大六と同町竜島との境界付近に設置した標柱	

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業		
	はばのり漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
	わかめ漁業	"
	かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	ひじき漁業	"
	つのまた漁業	"
	とさかのり漁業	"
	てんぐさ漁業	四月一日から十月三十一日まで
	あわび漁業	四月一日から九月十五日まで
	とこぶし漁業	四月一日から八月十五日まで
	さざえ漁業	七月一日から翌年五月三十一日まで
	はていら漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	はまぐり漁業	"
	あさり漁業	"
	ばかがい漁業	"
	ばい漁業	"
	たこ漁業	"
	いせえび漁業	八月一日から翌年五月三十一日まで
	うに漁業	一月一日から十二月三十一日まで
5 制限又は条件	なし	
6 関係地区	安房郡鋸南町並びに南房総市久枝、市部、竹内、高崎、小浦、宮谷、合戸、検儀谷、二部、荒川、犬掛、井野、川上、平塚、平久里下、平久里中、山田及び吉沢	
7 存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	
その十八		
1 公示番号	共第十八号	
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
基点南二十三号	安房郡鋸南町岩井袋字西ノ崎に設置した標柱	
基点南二十五号	安房郡鋸南町と南房総市との境界付近に設置した標柱	
基点南二十七号	南房総市小浦と同市富浦町南無谷との境界付近に設置した標柱	
ア	基点南十八号から二六九度二、〇〇〇メートルの点	
イ	基点南十九号から二六八度二、〇〇〇メートルの点	
ウ	基点南二十一号から二九四度二八分二、〇〇〇メートルの点	
エ	基点南二十三号から二六四度二、〇〇〇メートルの点	
オ	基点南二十五号から二三七度五六分二、〇〇〇メートルの点	
カ	基点南二十七号から二七三度四九分二、〇〇〇メートルの点	

漁業種類	漁業の名称	漁業の名称及び漁業時期
第一種共同漁業	なまこ漁業	七月一日から翌年五月三十一日まで
第二種共同漁業	えむし漁業	一月一日から十二月三十一日まで
第三種共同漁業	あじ小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
第三種共同漁業	あじ地びき網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
3 漁場の位置	南房総市富浦町地先	
4 漁場の区域	次の基点南二十七号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点南三十七号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
	基点南二十七号 南房総市小浦と同市富浦町南無谷との境界付近に設置した標柱	
	基点南二十八号 南房総市富浦町南無谷の南無谷崎に設置した標柱	
	基点南三十五号 南房総市富浦町多田良字藤四郎台(通称増間島西端)に設置した標柱	
	基点南三十六号 南房総市富浦町多田良大房鼻に設置した標柱	
	基点南三十七号 南房総市と館山市との境界付近に設置した標柱	
	ア 基点南二十七号から二七三度四九分二、〇〇〇メートルの点	
	イ 基点南二十八号から二四九度二、五〇〇メートルの点	
	ウ 基点南三十五号から三〇四度一、五〇〇メートルの点	
	エ 基点南三十六号から二六四度一、五〇〇メートルの点	
	オ 基点南三十七号と雀島との見通し線上同基点から二、〇〇〇メートルの点	
5 制限又は条件	身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深十三メートル以上の小型定置漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。	
6 関係地区	南房総市富浦町	
7 存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	
その十九		
1 公示番号	共第十九号	
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
	わかめ漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
	かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	ひじき漁業	" "
	つのまた漁業	" "
	てんぐさ漁業	四月一日から十月三十一日まで
	はばのり漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
	あわび漁業	四月一日から九月十五日まで
	とこぶし漁業	四月一日から八月十五日まで

漁業種類	漁業の名称	漁業の名称及び漁業時期
第一種共同漁業	さざえ漁業	七月一日から翌年五月三十一日まで
	ばていら漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	ばい漁業	" "
	はまぐり漁業	" "
	あさり漁業	" "
	ばかがい漁業	" "
	たこ漁業	" "
	いせえび漁業	八月一日から翌年五月三十一日まで
	うに漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	なまこ漁業	" "
	えむし漁業	" "
第二種共同漁業	あじ小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
第三種共同漁業	あじ地びき網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
3 漁場の位置	館山市船形から大賀に至る地先	
4 漁場の区域	次の基点南三十七号、ア、イ、ウ及び基点南四十一号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から館山港北防波堤突端と二号防波堤突端を結んだ線以内の港湾区域を除く区域	
	基点南三十七号 南房総市と館山市との境界付近に設置した標柱	
	基点南四十号 館山市湊地先の平久里川河口左岸にある水門南西端	
	基点南四十一号 館山市大賀と同市香との境界付近に設置した標柱	
	ア 基点南三十七号と雀島との見通し線上同基点から二、〇〇〇メートルの点	
	イ 基点南四十号から二五五度一〇分一、〇〇〇メートルの点	
	ウ 基点南四十一号から三五四度一、五〇〇メートルの点	
5 制限又は条件	(一) 船形漁港内泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。 (二) 身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深十三メートル以上の小型定置漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。	
6 関係地区	館山市船形、川名、那古、正木、湊、北条、新宿、長須賀、館山、沼、宮城、笠名及び大賀	
7 存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	
その二十		
1 公示番号	共第二十号	
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		

第一種共同漁業	業	業
くるまえばい固定式さし網漁業	かに固定式さし網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
かます固定式さし網漁業	いなだ固定式さし網漁業	" "
たい固定式さし網漁業	ひらめ固定式さし網漁業	" "

- 3 漁場の位置 南房総市富浦町から館山市大賀に至る地先
- 4 漁場の区域 次の基点南二十七号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点南四十一号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から館山港北防波堤突端と二号防波堤突端を結んだ線以内の港湾区域を除く区域
- 基点南二十七号 南房総市小浦と同市富浦町南無谷との境界付近に設置した標柱
 - 基点南二十八号 南房総市富浦町南無谷の南無谷崎に設置した標柱
 - 基点南三十五号 南房総市富浦町多田良字藤四郎台（通称増間島西端）に設置した標柱
 - 基点南三十六号 南房総市富浦町多田良大房鼻に設置した標柱
 - 基点南三十七号 南房総市と館山市との境界付近に設置した標柱
 - 基点南四十号 館山市湊地先の平久里川河口左岸にある水門南西端
 - 基点南四十一号 館山市大賀と同市香との境界付近に設置した標柱
 - ア 基点南二十七号から二七三度四九分二、〇〇〇メートルの点
 - イ 基点南二十八号から二四九度二、五〇〇メートルの点
 - ウ 基点南三十五号から三〇四度二、〇〇〇メートルの点
 - エ 基点南三十六号から二六四度二、〇〇〇メートルの点
 - オ 基点南三十七号から雀島見通し線上基点南三十七号から二、〇〇〇メートルの点
 - カ 基点南四十号から二五五度一〇分二、〇〇〇メートルの点
 - キ 基点南四十一号から三五四度二、〇〇〇メートルの点
- 5 制限又は条件 船形漁港内泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。
- 6 関係地区 館山市船形、川名、那古、正木、湊、北条、新宿、長須賀、館山、沼、宮城、笠名及び大賀並びに南房総市富浦町
- 7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- その二十一

1 公示番号	2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	3 漁業の名称	4 漁業時期
共第二十一号	はばのり漁業	はばのり漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
	わかめ漁業	わかめ漁業	" "
	いわのり漁業	いわのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	かじめ漁業	かじめ漁業	" "
	ひじき漁業	ひじき漁業	" "
	おにくさ漁業	おにくさ漁業	" "
	つのまた漁業	つのまた漁業	" "
	てんぐさ漁業	てんぐさ漁業	四月一日から十月三十一日まで
	とさかのり漁業	とさかのり漁業	二月一日から十月三十一日まで
	あわび漁業	あわび漁業	四月一日から九月十五日まで
	とこぶし漁業	とこぶし漁業	四月一日から八月十五日まで
	さざえ漁業	さざえ漁業	七月一日から翌年五月三十一日まで
	ばい漁業	ばい漁業	七月一日から翌年五月三十一日まで
	ぼていら漁業	ぼていら漁業	" "
	たこ漁業	たこ漁業	" "
	いせえび漁業	いせえび漁業	八月一日から翌年五月三十一日まで
	うに漁業	うに漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	えむし漁業	えむし漁業	" "

- 3 漁場の位置 館山市香から坂井に至る地先
- 4 漁場の区域 次の基点南四十一号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び基点南五十二号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点南四十一号 館山市大賀と同市香との境界付近に設置した標柱
 - 基点南四十四号 館山市見物と同市波左間との境界付近に設置した標柱
 - 基点南四十六号 館山市波左間と同市坂田との境界付近に設置した標柱
 - 基点南四十八号 館山市坂田と同市洲崎との境界付近に設置した標柱
 - 基点南四十九号 館山市洲崎灯台中心点
 - 基点南五十号 館山市洲崎と同市西川名との境界付近に設置した標柱
 - 基点南五十一号 館山市西川名と同市伊戸との境界付近に設置した標柱
 - 基点南五十二号 館山市坂井と同市布沼との境界付近に設置した標柱
 - ア 基点南四十一号から三五四度一、五〇〇メートルの点
 - イ 基点南四十四号から三五四度一、五〇〇メートルの点
 - ウ 基点南四十六号から三五四度一、五〇〇メートルの点
 - エ 基点南四十八号から三五四度一、五〇〇メートルの点

<p>第二種共同漁業</p> <table border="1"> <tr> <th>漁業種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業時期</th> </tr> <tr> <td>業</td> <td>いなだ固定式さし網漁</td> <td>一月一日から十二月三十一日まで</td> </tr> <tr> <td>業</td> <td>ひらめ固定式さし網漁</td> <td>〃</td> </tr> </table>	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	業	いなだ固定式さし網漁	一月一日から十二月三十一日まで	業	ひらめ固定式さし網漁	〃	<p>オ 基点南四十九号から三〇一度五二分二、四八二メートルの点 カ 基点南五十号から二五四度二、〇〇〇メートルの点 キ 基点南五十一号から二一五度二、〇〇〇メートルの点 ク 基点南五十二号から二一九度二、二五七メートルの点 制限又は条件 なし 6 関係地区 館山市香、塩見、浜田、見物、波左間、坂田、洲崎、西川名及び伊戸 7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで その二十二 1 公示番号 共第二十二号 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期</p> <p>漁業の種類</p> <table border="1"> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> <tr> <td>第一種共同漁業</td> <td>あじ小型定置漁業</td> <td>一月一日から十二月三十一日まで</td> </tr> </table> <p>3 漁場の位置 館山市香沖合(沖の島沖合) 4 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれ</p>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第一種共同漁業	あじ小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
漁業種類	漁業の名称	漁業時期														
業	いなだ固定式さし網漁	一月一日から十二月三十一日まで														
業	ひらめ固定式さし網漁	〃														
漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期														
第一種共同漁業	あじ小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで														

<p>第二種共同漁業</p> <table border="1"> <tr> <th>漁業種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業時期</th> </tr> <tr> <td>業</td> <td>あじ小型定置漁業</td> <td>一月一日から十二月三十一日まで</td> </tr> </table>	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	業	あじ小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで	<p>た区域 基点南四十二号 館山市香地先突堤 ア 基点南四十二号から二一度三〇分一、二八五メートルの点 イ 基点南四十二号から二度三〇分一、一六〇メートルの点 ウ 基点南四十二号から〇度一、七一〇メートルの点 エ 基点南四十二号から一三度三〇分一、八四五メートルの点 制限又は条件 なし 6 関係地区 館山市香、塩見、浜田及び見物 7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで その二十四 1 公示番号 共第二十四号 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期</p> <p>漁業の種類</p> <table border="1"> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> <tr> <td>第二種共同漁業</td> <td>あじ小型定置漁業</td> <td>一月一日から十二月三十一日まで</td> </tr> </table> <p>3 漁場の位置 館山市香から見物に至る地先 4 漁場の区域 次の基点南四十一号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びケの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点南四十一号 館山市大賀と同市香との境界付近に設置した標柱 基点南四十二号 館山市香地先突堤 基点南四十三号 館山市浜田宇珊瑚亀岩に設置した標柱 基点南四十四号 館山市見物と同市波左間との境界付近に設置した標柱 ア 基点南四十一号から三五四度一、〇〇〇メートルの点 イ 基点南四十二号から〇度一、〇〇〇メートルの点 ウ 基点南四十二号から〇度三〇〇メートルの点 エ 基点南四十三号から二〇度三〇分八〇〇メートルの点 オ 基点南四十三号から四五度六〇〇メートルの点 カ 基点南四十三号から三三六度三〇分三三〇メートルの点 キ 基点南四十三号から三三六度三〇分七〇〇メートルの点 ク 基点南四十四号から二六度九五〇メートルの点 ケ 基点南四十四号から八四度五〇〇メートルの点 制限又は条件 漁具の設置統数は、五箇統以内とする。 6 関係地区 館山市香、塩見、浜田及び見物 7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで その二十五 1 公示番号 共第二十五号 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期</p>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第二種共同漁業	あじ小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
漁業種類	漁業の名称	漁業時期											
業	あじ小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで											
漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期											
第二種共同漁業	あじ小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで											

漁業種類	漁業の種類	漁業時期
第一種共同漁業	あじ小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
3 漁場の位置	館山市浜田沖合	
4 漁場の区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	
基点南四十三号 館山市浜田字珊瑚亀岩に設置した標柱 ア 基点南四十三号から四五度六〇〇メートルの点 イ 基点南四十三号から一度一、三五〇メートルの点 ウ 基点南四十三号から三三六度三〇分一、三五〇メートルの点 エ 基点南四十三号から三三六度三〇分三五〇メートルの点 制限又は条件 なし		
6 関係地区	館山市香、塩見、浜田、見物、坂田、洲崎、西川名及び伊戸	
7 存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	
その二十六		
1 公示番号	共第二十六号	
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の種類	漁業時期
第二種共同漁業	あじ小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
3 漁場の位置	館山市見物地先	
4 漁場の区域	次の基点南四十四号、ア、イ、ウ及び基点南四十四号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	
基点南四十四号 館山市見物と同市波左間との境界付近に設置した標柱 ア 基点南四十四号から三五四度一、〇〇〇メートルの点 イ 基点南四十四号から二一度三〇分一、一二〇メートルの点 ウ 基点南四十四号から八四度五〇〇メートルの点 制限又は条件 なし		
6 関係地区	館山市香、塩見、浜田及び見物	
7 存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	
その二十七		
1 公示番号	共第二十七号	
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の種類	漁業時期
第二種共同漁業	あじ小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
3 漁場の位置	館山市波左間地先	
4 漁場の区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	

漁業種類	漁業の種類	漁業時期
第一種共同漁業	あじ小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
3 漁場の位置	館山市洲崎地先	
4 漁場の区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	
基点南四十五号 館山市波左間字和田地先に設置した標柱 ア 基点南四十五号から八四度三一五メートルの点 イ 基点南四十五号から一五度八八〇メートルの点 ウ 基点南四十五号から三三三度八八〇メートルの点 エ 基点南四十五号から二六四度三一五メートルの点 制限又は条件 なし		
6 関係地区	館山市波左間	
7 存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	
その二十八		
1 公示番号	共第二十八号	
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の種類	漁業時期
第二種共同漁業	あじ小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
3 漁場の位置	館山市坂田地先	
4 漁場の区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	
基点南四十七号 館山市坂田字油入立島黒岩に設置した標柱 ア 基点南四十七号から二六四度三八〇メートルの点 イ 基点南四十七号から三二六度八一〇メートルの点 ウ 基点南四十七号から七度七四〇メートルの点 エ 基点南四十七号から四五度二二五メートルの点 制限又は条件 なし		
6 関係地区	館山市坂田	
7 存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	
その二十九		
1 公示番号	共第二十九号	
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の種類	漁業時期
第二種共同漁業	あじ小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
3 漁場の位置	館山市洲崎地先	
4 漁場の区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	
基点南四十八号 館山市坂田と同市洲崎との境界付近に設置した標柱 ア 基点南四十八号から二九四度三四五メートルの点 イ 基点南四十八号から三三六度一、〇三五メートルの点		

漁業種類	漁業の名称及び漁業時期	漁業の名称	漁業時期
ウ	基点南四十八号から三一九度一、二六五メートルの点		
エ	基点南四十八号から二九四度八五メートルの点		
5	制限又は条件 身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深十三メートル以上の小型定置漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。		
6	関係地区 館山市香、塩見、浜田、見物、坂田、洲崎、西川名及び伊戸		
7	存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで		
その三十			
1	公示番号 共第三十号		
2	漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
第一種共同漁業	あじ小型定置漁業	あじ小型定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで
3	漁場の位置 館山市西川名から坂井に至る地先		
4	漁場の区域 次の基点南五十一号、ア、イ、ウ及び基点南五十二号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点南五十一号 館山市西川名と同市伊戸との境界付近に設置した標柱 基点南五十二号 館山市坂井と同市布沼との境界付近に設置した標柱 ア 基点南五十一号から二一五度七〇〇メートルの点 イ 基点南五十一号から一四七度三、〇〇〇メートルの点 ウ 基点南五十二号から二一九度二、二五七メートルの点		
5	制限又は条件 漁具の設置統数は二箇統以内とし、身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深十三メートル以上の小型定置漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。		
6	関係地区 館山市香、塩見、浜田、見物、坂田、洲崎、西川名及び伊戸		
7	存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで		
その三十一			
1	公示番号 共第三十一号		
2	漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業の名称	漁業時期
はばのり漁業	はばのり漁業	はばのり漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
わかめ漁業	わかめ漁業	わかめ漁業	"
いわのり漁業	いわのり漁業	いわのり漁業	"
かじめ漁業	かじめ漁業	かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
ひじき漁業	ひじき漁業	ひじき漁業	"
おにくさ漁業	おにくさ漁業	おにくさ漁業	"
とりあし漁業	とりあし漁業	とりあし漁業	"
第一種共同漁業			
つのみた漁業			四月一日から十月三十一日まで
てんぐさ漁業			二月一日から十月三十一日まで
とさかのり漁業			四月一日から九月十五日まで
あわび漁業			四月一日から八月十五日まで
とこぶし漁業			七月一日から翌年五月三十一日まで
さざえ漁業			七月一日から十二月三十一日まで
ばい漁業			"
ばていら漁業			"
かき漁業			"
はまぐり漁業			"
あさり漁業			"
ばかがい漁業			"
うに漁業			"
えむし漁業			"
すずき小型定置漁業			一月一日から十二月三十一日まで
第二種共同漁業			
あじ小型定置漁業			"
3	漁場の位置 館山市布沼から布良に至る地先		
4	漁場の区域 次の基点南五十二号、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び基点南五十三号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点南五十二号 館山市坂井と同市布沼との境界付近に設置した標柱 基点南五十三号 館山市と南房総市との境界付近(トツツの鼻)に設置した標柱 基点南五十三号の一 南房総市白浜町根本字石船殿神社鳥居東側 基点南五十三号の一から一七〇度五・二メートルの点 ア 基点南五十二号から二一九度二、二五七メートルの点 イ 基点南五十三号から二三五度五、〇〇〇メートルの点 ウ 基点南五十三号から二一九度五、五〇〇メートルの点 エ 基点南五十三号から二〇一度五、〇〇〇メートルの点 オ 基点南五十三号から二〇一度五、〇〇〇メートルの点 カ 基点南五十三号から二〇一度二、三〇〇メートルの点 キ アから二六度二、三〇〇メートルの点 ク 基点南五十三号から二一九度二、二〇〇メートルの点		
5	制限又は条件 富崎漁港の航路及び泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。 身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深十三メートル以上の小型定置漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。		
6	関係地区 館山市相浜及び布良		

第一種共同漁業	漁業種類	漁業の種類及び漁業時期	漁業時期
	いせえび漁業	八月一日から翌年五月三十一日まで	
第二種共同漁業	漁業種類	漁業の種類及び漁業時期	漁業時期
	いせえび漁業	八月一日から翌年五月三十一日まで	
<p>7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで その三十二</p> <p>1 公示番号 共第三十二号</p> <p>2 漁業種類、漁業の種類及び漁業時期</p> <p>3 漁場の位置 館山市布沼から布良に至る地先</p> <p>4 漁場の区域 次の基点南五十二号、ア、イ、ウ、エ及び基点南五十三号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点南五十二号 館山市坂井と同市布沼との境界付近に設置した標柱 基点南五十三号 館山市と南房総市との境界付近(トツツの鼻)に設置した標柱 ア 基点南五十二号から二一九度二、二五七メートルの点 イ 基点南五十三号から二三五度五、〇〇〇メートルの点 ウ 基点南五十三号から二三五度二、〇〇〇メートルの点 エ 基点南五十三号から二一九度二、二〇〇メートルの点</p> <p>5 制限又は条件 富崎漁港の航路及び泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。</p> <p>6 関係地区 館山市相浜及び布良</p> <p>7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで その三十三</p> <p>1 公示番号 共第三十三号</p> <p>2 漁業種類、漁業の種類及び漁業時期</p> <p>3 漁場の位置 館山市相浜から南房総市白浜町滝口に至る沖合</p> <p>4 漁場の区域 次のイ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ及びイの各点を順次に結んだ線とによって囲まれた区域 基点南五十三号 館山市と南房総市との境界付近(トツツの鼻)に設置した標柱 基点南五十三号の一 南房総市白浜町根本字石船殿島神社鳥居東側 基点南五十四号 南房総市白浜町根本と同市白浜町滝口との境界付近に設置した標柱</p> <p>ア 基点南五十三号の一から一七〇度五・二メートルの点 イ 基点南五十三号から二三五度二、〇〇〇メートルの点 ウ 基点南五十三号から二三五度五、〇〇〇メートルの点 エ 基点南五十三号から二一九度五、五〇〇メートルの点 オ 基点南五十三号から二〇一度五、〇〇〇メートルの点 カ 基点南五十四号から一五六度五、五〇〇メートルの点 キ 基点南五十四号から一五六度一、〇〇〇メートルの点</p>			

第一種共同漁業	漁業種類	漁業の種類及び漁業時期	漁業時期
	いせえび漁業	八月一日から翌年五月三十一日まで	
第二種共同漁業	漁業種類	漁業の種類及び漁業時期	漁業時期
	いせえび漁業	八月一日から翌年五月三十一日まで	
<p>7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで その三十四</p> <p>1 公示番号 共第三十四号</p> <p>2 漁業種類、漁業の種類及び漁業時期</p> <p>3 漁場の位置 館山市相浜から南房総市白浜町滝口に至る沖合</p> <p>4 漁場の区域 次のイ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ及びイの各点を順次に結んだ線とによって囲まれた区域 基点南五十三号 館山市と南房総市との境界付近(トツツの鼻)に設置した標柱 基点南五十三号の一 南房総市白浜町根本字石船殿島神社鳥居東側 基点南五十四号 南房総市白浜町根本と同市白浜町滝口との境界付近に設置した標柱</p> <p>ア 基点南五十三号の一から一七〇度五・二メートルの点 イ 基点南五十三号から二三五度二、〇〇〇メートルの点 ウ 基点南五十三号から二三五度五、〇〇〇メートルの点 エ 基点南五十三号から二一九度五、五〇〇メートルの点 オ 基点南五十三号から二〇一度五、〇〇〇メートルの点 カ 基点南五十四号から一五六度五、五〇〇メートルの点 キ 基点南五十四号から一五六度一、〇〇〇メートルの点</p>			

漁業の種類	漁業の名称及び漁業時期		漁業の名称	漁業の時期
	漁業の種類	漁業の名称及び漁業時期		
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	1 公示番号 共第三十五号	その三十五		
第一種共同漁業	ク	基点南五十三号から一七四度二、二〇〇メートルの点	はばのり漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
	ケ	基点南五十三号から二〇一度二、三〇〇メートルの点	わかめ漁業	" "
	コ	アから二二六度二、三〇〇メートルの点	いわのり漁業	" "
	サ	基点南五十三号から二一九度二、二〇〇メートルの点	かじめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	ナ	基点南五十三号から二一九度二、二〇〇メートルの点	ひじき漁業	" "
	ニ	基点南五十三号から二一九度二、二〇〇メートルの点	おにくさ漁業	" "
第一種共同漁業	ト	基点南五十三号から二一九度二、二〇〇メートルの点	とりあし漁業	" "
	チ	基点南五十三号から二一九度二、二〇〇メートルの点	どらくさ漁業	" "
	ツ	基点南五十三号から二一九度二、二〇〇メートルの点	つのまた漁業	" "
	テ	基点南五十三号から二一九度二、二〇〇メートルの点	てんぐさ漁業	四月一日から十月三十一日まで
	ト	基点南五十三号から二一九度二、二〇〇メートルの点	とさかのり漁業	二月一日から九月十五日まで
	チ	基点南五十三号から二一九度二、二〇〇メートルの点	あわび漁業	四月一日から九月十五日まで
第一種共同漁業	ツ	基点南五十三号から二一九度二、二〇〇メートルの点	とこぶし漁業	四月一日から八月十五日まで
	テ	基点南五十三号から二一九度二、二〇〇メートルの点	さざえ漁業	七月一日から翌年五月三十一日まで
	ト	基点南五十三号から二一九度二、二〇〇メートルの点	ばていら漁業	七月一日から翌年五月三十一日まで
	チ	基点南五十三号から二一九度二、二〇〇メートルの点	はまぐり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	ツ	基点南五十三号から二一九度二、二〇〇メートルの点	あさり漁業	" "
	テ	基点南五十三号から二一九度二、二〇〇メートルの点	うに漁業	" "
3 漁場の位置 南房総市白浜町地先 4 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び基点南五十七号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点南五十三号 館山市と南房総市との境界付近(トツツの鼻)に設置した標柱				

基点南五十三号の一 南房総市白浜町根本字石船殿島神社鳥居東側 基点南五十四号 南房総市白浜町根本と同市白浜町滝口との境界付近に設置した標柱 基点南五十五号 南房総市白浜町滝口と同市白浜町白浜との境界付近に設置した標柱	基点南五十六号 南房総市白浜町白浜の名倉漁港東側防波堤に設置した標柱 基点南五十七号 南房総市白浜町と同市千倉町との境界付近に設置した標柱 ア 基点南五十三号の一から一七〇度五一・二メートルの点 イ アから二二六度二、三〇〇メートルの点 ウ 基点南五十三号から二〇一度二、三〇〇メートルの点 エ 基点南五十三号から二〇一度五、〇〇〇メートルの点 オ 基点南五十四号から一五六度五、五〇〇メートルの点 カ 基点南五十五号から一七四度三、二〇〇メートルの点 キ 基点南五十六号から一五四度四・三分三、五二〇メートルの点 ク 基点南五十七号から一五九度三、二〇〇メートルの点 制限又は条件 5 (一) 乙浜漁港の航路及び泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。 (二) 身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深十三メートル以上の小型定置漁業の漁具設置については、事前に千葉県漁業調整委員会に協議しなければならない。	6 関係地区 南房総市白浜町 7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで その三十六	2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期 1 公示番号 共第三十六号	第一種共同漁業 漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期 いせえび漁業 八月一日から翌年五月三十一日まで	3 漁場の位置 南房総市白浜町地先 4 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及び基点南五十七号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点南五十三号 館山市と南房総市との境界付近(トツツの鼻)に設置した標柱 基点南五十三号の一 南房総市白浜町根本字石船殿島神社鳥居東側 基点南五十四号 南房総市白浜町根本と同市白浜町滝口との境界付近に設置した標柱 基点南五十五号 南房総市白浜町滝口と同市白浜町白浜との境界付近に設置した標柱
--	---	--	-------------------------------------	--	--

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	いなだ固定式さし網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	すずき固定式さし網漁業	"
	いさき固定式さし網漁業	"
	ひらめ固定式さし網漁業	"

3 漁場の位置 館山市洲崎から南房総市白浜町に至る地先

4 漁場の区域 次の基点南四十八号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点南五十七号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点南四十八号 館山市坂田と同市洲崎との境界付近に設置した標柱

基点南四十九号 館山市洲崎灯台中心点

基点南五十号 館山市洲崎と同市西川名との境界付近に設置した標柱

基点南五十三号 館山市と南房総市との境界付近(トツツの鼻)に設置した標柱

基点南五十四号 南房総市白浜町根本と同市白浜町滝口との境界付近に設置した標柱

基点南五十六号 南房総市白浜町白浜の名倉漁港東側防波堤に設置した標柱

基点南五十七号 南房総市白浜町と同市千倉町との境界付近に設置した標柱

ア 基点南五十三号の一から一七〇度五・二メートルの点

イ アから二二六度二、三〇〇メートルの点

ウ 基点南五十三号から二〇一度二、三〇〇メートルの点

エ 基点南五十三号から一七四度二、二〇〇メートルの点

オ 基点南五十四号から一五六度一、〇〇〇メートルの点

カ 基点南五十四号から一五六度五、五〇〇メートルの点

キ 基点南五十五号から一七四度三、二〇〇メートルの点

ク 基点南五十六号から一五四度四八分三、五二〇メートルの点

ケ 基点南五十七号から一五九度三、二〇〇メートルの点

5 制限又は条件 乙浜漁港の航路及び泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。

6 関係地区 南房総市白浜町

7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

その三十七

1 公示番号 共第三十七号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	はばのり漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
	わかめ漁業	"
	いわのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	かじめ漁業	"
	ひじき漁業	"
	おにくさ漁業	"
	とりあし漁業	"
	どらくさ漁業	"
	つのまた漁業	"
	てんぐさ漁業	四月一日から十月三十一日まで
	あわび漁業	四月一日から九月十五日まで
	とこぶし漁業	四月一日から八月十五日まで
	ささえ漁業	七月一日から翌年五月三十一日まで
	ばていら漁業	七月一日から十二月三十一日まで
	はまぐり漁業	"
	かき漁業	"
	いせえび漁業	八月一日から翌年五月三十一日まで
	うに漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	なまこ漁業	"
	えむし漁業	"

基点南五十七号 南房総市白浜町と同市千倉町との境界付近に設置した標柱

ア 基点南四十八号から三五四度二、〇〇〇メートルの点

イ 基点南四十九号から三〇一度五二分二、四八二メートルの点

ウ 基点南五十号から二五四度二、〇〇〇メートルの点

エ 基点南五十三号から二三五度五、〇〇〇メートルの点

オ 基点南五十三号から二一九度五、五〇〇メートルの点

カ 基点南五十四号から一五六度五、五〇〇メートルの点

キ 基点南五十七号から一五九度三、二〇〇メートルの点

5 制限又は条件 富崎漁港及び乙浜漁港の航路及び泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。

6 関係地区 館山市洲崎、西川名、伊戸、相浜及び布良並びに南房総市白浜町

7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

その三十八

1 公示番号 共第三十八号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の種類及び漁業時期	
第一種共同漁業	あじ小型定置漁業 ひらめ固定式さし網漁業 いなだ固定式さし網漁業 業	
第三種共同漁業	あじ地びき網漁業 一月一日から十二月三十一日まで	
3 漁場の位置	南房総市千倉町から白子に至る地先	
4 漁場の区域	次の基点南五十七号、ア、イ、ウ、エ及び基点南六十四号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点南五十七号 南房総市白浜町と同市千倉町との境界付近に設置した標柱 基点南五十九号 南房総市千倉町平磯と同市千倉町川口との境界付近に設置した標柱 基点南六十一号 南房総市千倉町北朝夷と同市千倉町瀬戸との境界付近に設置した標柱 基点南六十四号 南房総市白子と同市和田町海発との境界付近に設置した標柱 基点南五十七号から一五九度三、二〇〇メートルの点 イ 基点南五十九号から一三三度一九分二、五〇〇メートルの点 ウ 基点南六十一号から九三度一〇分三、七〇〇メートルの点 エ 基点南六十四号から一一一度一五分三、七〇〇メートルの点 制限又は条件 5 (一) 千倉漁港の泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。 (二) 身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深十三メートル以上の小型定置漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。 (三) 固定式さし網漁業は、定置漁具から千メートル以上離れて操業しなければならない。 6 関係地区 南房総市千倉町及び白子 7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで その二十九 1 公示番号 共第三十九号 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	
漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
わかめ漁業	はばのり漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
いわのり漁業		

漁業種類	漁業の種類及び漁業時期	
第一種共同漁業	かじめ漁業 ひじき漁業 おにくさ漁業 とりあし漁業 どらくさ漁業 つのみた漁業 てんぐさ漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 ばい漁業 ばていら漁業 はまぐり漁業 かき漁業 いせえび漁業 なまこ漁業 えむし漁業	
第二種共同漁業	あじ小型定置漁業 一月一日から十二月三十一日まで	
3 漁場の位置	南房総市和田町地先	
4 漁場の区域	次の基点南六十四号、ア、イ及び基点南六十六号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点南六十四号 南房総市白子と同市和田町海発との境界付近に設置した標柱 基点南六十六号 南房総市鴨川市との境界付近に設置した標柱 ア 基点南六十四号から一一一度一五分三、七〇〇メートルの点 イ 基点南六十六号から一四九度三、二〇〇メートルの点 制限又は条件 5 (一) 和田漁港の航路及び泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。 (二) 身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深十三メートル以上の小型定置漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。 6 関係地区 南房総市和田町 7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで その四十 1 公示番号 共第四十号 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	
漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
わかめ漁業	はばのり漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで
いわのり漁業		

2 1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	2 1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
<p>その四十一</p> <p>7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで</p> <p>6 関係地区 鴨川市江見外堀、西江見、東江見、江見西真門、江見東真門、江見内 遠野、江見青木、江見吉浦、江見太夫崎、天面、大海浜及び大海</p> <p>5 制限又は条件 なし</p> <p>4 漁場の位置 鴨川市江見外堀から大海に至る地先 に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点南六十六号 南房総市と鴨川市との境界付近に設置した標柱 基点南六十七号 鴨川市江見青木と同市江見吉浦との境界付近に設置した標柱 基点南六十八号 鴨川市大海と同市貝渚との境界付近に設置した標柱 ア 基点南六十六号から一四九度三、二〇〇メートルの点 イ 基点南六十七号から一七五度一〇分二、四〇〇メートルの点 ウ 基点南六十八号から一二一度三二分二、四〇〇メートルの点</p>	<p>その四十二</p> <p>7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで</p> <p>6 関係地区 鴨川市貝渚、磯村、前原、横渚、広場及び東町</p> <p>5 制限又は条件 鴨川漁港の泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。</p> <p>4 漁場の位置 鴨川市貝渚から東町に至る地先 に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点南六十八号 鴨川市大海と同市貝渚との境界付近に設置した標柱 基点南七十号 鴨川市広場地先の白旗神社の旗掛松石碑 基点南七十一号 鴨川市東町と同市浜荻との境界付近に設置した標柱 ア 基点南六十八号から一二一度三二分二、四〇〇メートルの点 イ 基点南七十号から一三四度三、六〇〇メートルの点 ウ 基点南七十一号から一八九度二、〇〇〇メートルの点</p>
<p>第一種共同漁業</p> <p>はばのり漁業 九月一日から翌年五月三十一日まで</p> <p>わかめ漁業 " "</p> <p>いわのり漁業 " "</p> <p>かじめ漁業 一月一日から十二月三十一日まで</p> <p>ひじき漁業 " "</p> <p>おにくさ漁業 " "</p> <p>とりあし漁業 " "</p> <p>どらくさ漁業 " "</p> <p>つのまた漁業 " "</p> <p>ほんだわら漁業 " "</p> <p>てんぐさ漁業 四月一日から十月三十一日まで</p> <p>あわび漁業 四月一日から九月十五日まで</p> <p>とこぶし漁業 四月一日から八月十五日まで</p> <p>さざえ漁業 七月一日から翌年五月三十一日まで</p> <p>ぼていら漁業 一月一日から十二月三十一日まで</p> <p>かき漁業 " "</p> <p>いせえび漁業 八月一日から翌年五月三十一日まで</p> <p>なまこ漁業 一月一日から十二月三十一日まで</p> <p>えむし漁業 " "</p>	<p>第一種共同漁業</p> <p>はばのり漁業 九月一日から翌年五月三十一日まで</p> <p>わかめ漁業 " "</p> <p>いわのり漁業 " "</p> <p>かじめ漁業 一月一日から十二月三十一日まで</p> <p>ひじき漁業 " "</p> <p>おにくさ漁業 " "</p> <p>とりあし漁業 " "</p> <p>どらくさ漁業 " "</p> <p>つのまた漁業 " "</p> <p>てんぐさ漁業 四月一日から十月三十一日まで</p> <p>あわび漁業 四月一日から九月十五日まで</p> <p>とこぶし漁業 四月一日から八月十五日まで</p> <p>さざえ漁業 七月一日から翌年五月三十一日まで</p> <p>ぼていら漁業 一月一日から十二月三十一日まで</p> <p>かき漁業 八月一日から翌年五月三十一日まで</p> <p>いせえび漁業 一月一日から十二月三十一日まで</p> <p>なまこ漁業 " "</p> <p>えむし漁業 " "</p> <p>第三種共同漁業</p> <p>あじ地びき網漁業 一月一日から十二月三十一日まで</p>

漁業種類	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	だんべいきさご漁業 はまぐり漁業		一月一日から十二月三十一日まで
3 漁場の位置	鴨川市磯村から東町に至る地先		
4 漁場の区域	次の基点南六十九号、ア及び基点南七十号の一の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域		
	基点南六十九号 鴨川市磯村下魚見場に設置した標柱		
	基点南七十号の二 鴨川市夜長川に架かる松原橋下流端中央		
	ア 基点南七十号の二から一五四度一、〇〇〇メートルの点		
5 制限又は条件	鴨川漁港の泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。		
6 関係地区	鴨川市貝渚、磯村、前原、横渚、広場及び東町		
7 存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで		
その四十三	その四十三		
1 公示番号	共第四十三号		
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	だんべいきさご漁業 はまぐり漁業		一月一日から十二月三十一日まで
第一種共同漁業			
3 漁場の位置	鴨川市東町地先		
4 漁場の区域	次の基点南七十号の二、ア、イ及び基点南七十一号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域		
	基点南七十号の二 鴨川市夜長川に架かる松原橋下流端中央		
	基点南七十一号 鴨川市東町と同市浜荻との境界付近に設置した標柱		
	ア 基点南七十号の二から一五四度一、〇〇〇メートルの点		
	イ 基点南七十一号から一八九度一、〇〇〇メートルの点		
5 制限又は条件	なし		
6 関係地区	鴨川市貝渚、磯村、前原、横渚、広場、東町、浜荻及び天津		
7 存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで		
その四十四	その四十四		
1 公示番号	共第四十四号		
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	あおのり漁業 はばのり漁業 わかめ漁業		九月一日から翌年五月三十一日まで
漁業種類			
漁業の種類			
漁業の名称			
漁業の時期			

第一種共同漁業	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	いわのり漁業 かじめ漁業 ひじき漁業 おにくさ漁業 とりあし漁業 どらくさ漁業 つのもた漁業 ほんだわら漁業 てんぐさ漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 ばていら漁業 いせえび漁業 なまこ漁業 うに漁業 えむし漁業		一月一日から十二月三十一日まで
第一種共同漁業			
3 漁場の位置	鴨川市浜荻から内浦に至る地先		
4 漁場の区域	次の基点南七十一号、ア、イ、ウ及び基点南七十三号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から基点南七十二号の二、(イ)、(ウ)及び基点南七十二号の三の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く区域		
	基点南七十二号の二 鴨川市東町と同市浜荻との境界付近に設置した標柱		
	基点南七十二号 鴨川市天津と同市内浦との境界付近に設置した標柱		
	基点南七十二号の二 鴨川市内浦字青浦三番地先の千葉大学海洋バイオシステム研究センター波除護岸東北角に設置した標柱(第一標柱)		
	基点南七十二号の二 鴨川市内浦字青浦二番地に設置した標柱(第二標柱)		
	基点南七十二号の三 鴨川市内浦字青浦一番地に設置した標柱(第三標柱)		
	基点南七十三号 鴨川市と勝浦市との境界付近に設置した標柱		
	ア 基点南七十一号から一八九度二、〇〇〇メートルの点		
	イ 基点南七十二号から一七四度一、二〇〇メートルの点		
	ウ 基点南七十三号から二〇〇度五〇分三、〇〇〇メートルの点		
(イ) 基点南七十二号の二から一八九度三〇分(磁針方位による)。(一四二メートルの点			
(ウ) 基点南七十二号の二から一四七度三五分(磁針方位による)。(一三五メートルの点			
第三種共同漁業	あじ地びき網漁業		一月一日から十二月三十一日まで
3 漁場の位置	鴨川市浜荻から内浦に至る地先		
4 漁場の区域	次の基点南七十一号、ア、イ、ウ及び基点南七十三号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から基点南七十二号の二、(イ)、(ウ)及び基点南七十二号の三の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く区域		
	基点南七十二号の二 鴨川市東町と同市浜荻との境界付近に設置した標柱		
	基点南七十二号 鴨川市天津と同市内浦との境界付近に設置した標柱		
	基点南七十二号の二 鴨川市内浦字青浦三番地先の千葉大学海洋バイオシステム研究センター波除護岸東北角に設置した標柱(第一標柱)		
	基点南七十二号の二 鴨川市内浦字青浦二番地に設置した標柱(第二標柱)		
	基点南七十二号の三 鴨川市内浦字青浦一番地に設置した標柱(第三標柱)		
	基点南七十三号 鴨川市と勝浦市との境界付近に設置した標柱		
	ア 基点南七十一号から一八九度二、〇〇〇メートルの点		
	イ 基点南七十二号から一七四度一、二〇〇メートルの点		
	ウ 基点南七十三号から二〇〇度五〇分三、〇〇〇メートルの点		
(イ) 基点南七十二号の二から一八九度三〇分(磁針方位による)。(一四二メートルの点			
(ウ) 基点南七十二号の二から一四七度三五分(磁針方位による)。(一三五メートルの点			

漁業種類	漁業の種類及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	1 公示番号 共第四十九号	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
<p>ア 基点南七十三号から二〇〇度五〇分三、〇〇〇メートルの点</p> <p>イ 基点南七十六号から一五五度二、六三五メートルの点</p> <p>ウ 基点南七十八号から一三三度一〇分四、一〇〇メートルの点</p> <p>5 制限又は条件 勝浦漁港内泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。</p> <p>6 関係地区 勝浦市</p> <p>7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで</p> <p>その四十九</p>				
<p>第一種共同漁業</p> <p>わかめ漁業 いわのり漁業 かじめ漁業 ひじき漁業 とりあし漁業 つのもた漁業 てんぐさ漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ばていら漁業 さざえ漁業 いせえび漁業 えむし漁業</p>				
<p>第二種共同漁業</p> <p>あじ地びき網漁業</p> <p>九月一日から翌年五月三十一日まで</p>				
<p>第三種共同漁業</p> <p>あじ地びき網漁業</p> <p>一月一日から十二月三十一日まで</p>				
<p>3 漁場の位置 夷隅郡御宿町地先</p> <p>4 漁場の区域 次の基点南七十八号、ア、イ及び基点南七十九号の一の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>基点南七十八号 勝浦市と夷隅郡御宿町との境界付近に設置した標柱（通称海岸崖の穴）</p> <p>基点南七十九号のイ 夷隅郡御宿町といすみ市との境界付近に設置した標柱</p> <p>ア 基点南七十八号から一三三度一〇分一〇、〇〇〇メートルの点</p> <p>イ 基点南七十九号のイから一二二度九分一一、〇〇〇メートルの点</p> <p>5 制限又は条件 身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深十三メートル以上の小型定置漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に</p>				

漁業種類	漁業の種類及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
<p>協議しなければならぬ。</p> <p>6 関係地区 夷隅郡御宿町</p> <p>7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで</p> <p>その五十</p>				
<p>1 公示番号 共第五十号</p> <p>2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期</p> <p>漁業の種類</p> <p>漁業の名称</p> <p>漁業の時期</p>				
<p>第一種共同漁業</p> <p>ひらめ固定式さし網漁業</p> <p>こち固定式さし網漁業</p> <p>漁業の種類</p> <p>漁業の名称</p> <p>漁業の時期</p>				
<p>3 漁場の位置 夷隅郡御宿町地先</p> <p>4 漁場の区域 次の基点南七十八号、ア、イ及び基点南七十九号の一の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>基点南七十八号 勝浦市と夷隅郡御宿町との境界付近に設置した標柱（通称海岸崖の穴）</p> <p>基点南七十九号のイ 夷隅郡御宿町といすみ市との境界付近に設置した標柱</p> <p>ア 基点南七十八号から一三三度一〇分四、一〇〇メートルの点</p> <p>イ 基点南七十九号のイから一二二度九分四、〇〇〇メートルの点</p> <p>5 制限又は条件 なし</p> <p>6 関係地区 夷隅郡御宿町</p> <p>7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで</p> <p>その五十一</p>				
<p>1 公示番号 共第五十一号</p> <p>2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期</p> <p>漁業の種類</p> <p>漁業の名称</p> <p>漁業の時期</p>				
<p>第一種共同漁業</p> <p>わかめ漁業 いわのり漁業 かじめ漁業 ひじき漁業 とりあし漁業 つのもた漁業 てんぐさ漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業</p>				
<p>漁業の種類</p> <p>漁業の名称</p> <p>漁業の時期</p> <p>九月一日から翌年五月三十一日まで</p> <p>一月一日から十二月三十一日まで</p> <p>四月一日から十月三十一日まで</p> <p>四月一日から九月十五日まで</p> <p>四月一日から八月十五日まで</p> <p>七月一日から翌年五月三十一日まで</p>				

<p>かき漁業 いせえび漁業 えむし漁業</p> <p>一月一日から十二月三十一日まで 八月一日から翌年五月三十一日まで 一月一日から十二月三十一日まで</p>	<p>第二種共同漁業 すずき小型定置漁業 いすみ市地先</p> <p>一月一日から十二月三十一日まで</p>
--	--

- 3 漁場の位置 いすみ市地先
- 4 漁場の区域 次の基点南七十九号の一、ア、イ、ウ、エ及び基点北一号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 基点南七十九号の一 夷隅郡御宿町といすみ市との境界付近に設置した標柱
 基点南八十号 いすみ市岩船と同市大原との境界付近に設置した標柱
 基点北一号 いすみ市と長生郡一宮町との境界付近に設置した標柱
 ア 基点南七十九号の一から一二度九分一、〇〇〇メートルの点
 イ 基点南八十号から一〇五度二八分の線と基点南七十七号から七六度の線との交点
 ウ 基点南七十七号から七六度の線上イ点から六、五〇〇メートルの点
 エ 基点北一号から八四度二三、〇〇〇メートルの点
- 5 制限又は条件
 (一) 大原漁港の泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。
 (二) 身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深十三メートル以上の小型定置漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。
- 6 関係地区 いすみ市岩船、大原、深堀、日在、小沢、新田、若山及び岬町
- 7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
その五十二
- 1 公示番号 共第五十二号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	ひらめ固定式さし網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 いすみ市地先
- 4 漁場の区域 次の基点南七十九号の一、ア、イ、ウ及び基点北一号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 基点南七十九号の一 夷隅郡御宿町といすみ市との境界付近に設置した標柱
 基点南八十号 いすみ市岩船と同市大原との境界付近に設置した標柱
 基点北一号 いすみ市と長生郡一宮町との境界付近に設置した標柱
 ア 基点南七十九号の一から一二度九分一、〇〇〇メートルの点
 イ 基点南八十号から一〇五度二八分の線と基点南七十七号から七六度の線との交点
 ウ 基点南七十七号から七六度の線上イ点から六、五〇〇メートルの点
 エ 基点北一号から八四度二三、〇〇〇メートルの点
- 5 制限又は条件
 (一) 大原漁港の泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。
 (二) 身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深十三メートル以上の小型定置漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。
- 6 関係地区 いすみ市岩船、大原、深堀、日在、小沢、新田、若山及び岬町
- 7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
その五十二
- 1 公示番号 共第五十二号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

<p>イ 基点南八十号から一〇五度二八分六、三〇〇メートルの点 ウ 基点北一号から八四度一〇、〇〇〇メートルの点</p> <p>制限又は条件 大原漁港の泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。</p> <p>関係地区 いすみ市岩船、大原、深堀、日在、小沢、新田、若山及び岬町</p> <p>存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで その五十三</p> <p>1 公示番号 共第五十三号</p> <p>2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期</p>	<p>いせえび漁業 だんべいきさこ漁業 はまぐり漁業 こたまがい漁業 あじ地びき網漁業</p> <p>八月一日から翌年五月三十一日まで 一月一日から十二月三十一日まで " " 一月一日から十二月三十一日まで</p>
--	---

- 3 漁場の位置 長生郡一宮町から白子町に至る地先
- 4 漁場の区域 次の基点北一号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点北五号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 基点北一号 いすみ市と長生郡一宮町との境界付近に設置した標柱
 基点北五号 長生郡白子町と大網白里市との境界付近に設置した標柱
 ア 基点北一号から八四度一、五〇〇メートルの点
 イ 基点北五号から九三度五分一、五〇〇メートルの点
 ウ キから一〇三度五分一、五〇〇メートルの点
 エ クから一一三度五分一、五〇〇メートルの点
 オ 基点北五号から一一九度五分一、五〇〇メートルの点
 カ 北緯三五度三分三、二秒、東経一四〇度二三分二七、四秒の点
 キ 北緯三五度二分九、四秒、東経一四〇度二三分三九、一秒の点
 ク 北緯三五度二分五八、九秒、東経一四〇度二四分一〇、〇秒の点
- 5 制限又は条件 なし
- 6 関係地区 長生郡一宮町、長生村及び白子町
- 7 存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
その五十四
- 1 公示番号 共第五十四号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	だんべいきさこ漁業 はまぐり漁業	一月一日から十二月三十一日まで "

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第三種共同漁業	あじ地びき網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
3 漁場の位置	大網白里市地先	
4 漁場の区域	次の基点北五号、ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
基点北五号	長生郡白子町と大網白里市との境界付近に設置した標柱	
ア 基点北五号から一九度五〇分一、五〇〇メートルの点		
イ ウから一二三度五〇分一、五〇〇メートルの点		
ウ 北緯三五度二九分五三・六秒、東経一四〇度二五分四九・四秒の点		
5 制限又は条件	なし	
6 関係地区	大網白里市	
7 存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	
その五十五		
1 公示番号	共第五十五号	
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	だんべいきさご漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	はまぐり漁業	" "
	こたまがい漁業	" "
第三種共同漁業	あじ地びき網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
3 漁場の位置	山武郡九十九里町地先	
4 漁場の区域	次のア、イ、ウ、エ及び基点北八号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
基点北八号	山武郡九十九里町と山武市との境界付近に設置した標柱	
ア 北緯三五度二九分五三・六秒、東経一四〇度二五分四九・四秒の点		
イ アから一二三度五〇分一、五〇〇メートルの点		
ウ オから一二八度五〇分一、五〇〇メートルの点		
エ 基点北八号から一三三度五〇分一、七三八メートルの点		
オ 北緯三五度三一分一三・七秒、東経一四〇度二六分四〇・二秒の点		
5 制限又は条件	片貝漁港の航路及び泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。	
6 関係地区	山武郡九十九里町	
7 存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	
その五十六		
1 公示番号	共第五十六号	
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	だんべいきさご漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	はまぐり漁業	" "
	こたまがい漁業	" "
第三種共同漁業	あじ地びき網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
3 漁場の位置	山武市本須賀から木戸に至る地先	
4 漁場の区域	次の基点北八号、ア、イ及び基点北九号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
基点北八号	山武郡九十九里町と山武市との境界付近に設置した標柱	
基点北九号	山武市木戸と同市蓮沼平との境界付近に設置した標柱	
ア 基点北八号から一三三度五〇分一、七三八メートルの点		
イ 基点北九号から一三八度五〇分一、五〇〇メートルの点		
5 制限又は条件	なし	
6 関係地区	山武市蓮沼平、蓮沼イ、蓮沼ロ、蓮沼ハ、蓮沼ニ及び蓮沼ホ	
7 存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	
その五十八		
1 公示番号	共第五十八号	
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	だんべいきさご漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	はまぐり漁業	" "
	こたまがい漁業	" "
第三種共同漁業	あじ地びき網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
3 漁場の位置	山武市蓮沼平から蓮沼ホに至る地先	
4 漁場の区域	次の基点北九号、ア、イ及び基点北十号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
基点北九号	山武市木戸と同市蓮沼平との境界付近に設置した標柱	
基点北十号	山武市と山武郡横芝光町との境界付近に設置した標柱	
ア 基点北九号から一三三度五〇分一、五〇〇メートルの点		
イ 基点北十号から一三八度五〇分一、五〇〇メートルの点		
5 制限又は条件	なし	
6 関係地区	山武市蓮沼平、蓮沼イ、蓮沼ロ、蓮沼ハ、蓮沼ニ及び蓮沼ホ	
7 存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	
その五十七		
1 公示番号	共第五十七号	
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	だんべいきさご漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	はまぐり漁業	" "
	こたまがい漁業	" "
第三種共同漁業	あじ地びき網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
3 漁場の位置	山武市本須賀、白幡、井之内、松ヶ谷、小松及び木戸	
4 漁場の区域	次の基点北八号、ア、イ及び基点北九号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
基点北八号	山武郡九十九里町と山武市との境界付近に設置した標柱	
基点北九号	山武市木戸と同市蓮沼平との境界付近に設置した標柱	
ア 基点北八号から一三三度五〇分一、七三八メートルの点		
イ 基点北九号から一三三度五〇分一、五〇〇メートルの点		
5 制限又は条件	なし	
6 関係地区	山武市本須賀、白幡、井之内、松ヶ谷、小松及び木戸	
7 存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	
その五十九		
1 公示番号	共第五十九号	
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	だんべいきさご漁業 はまぐり漁業 こたまがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで " " " "
第三種共同漁業	あじ地びき網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
3 漁場の位置	山武郡横芝光町屋形地先	
4 漁場の区域	次の基点北十号、ア、イ及び基点北十一号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
	基点北十号 山武市と山武郡横芝光町との境界付近に設置した標柱 基点北十一号 山武郡横芝光町屋形と同町木戸との境界付近に設置した標柱 ア 基点北十号から一三八度五〇分一、五〇〇メートルの点 イ 基点北十一号から一三八度五〇分一、五〇〇メートルの点	
5 制限又は条件	なし	
6 関係地区	山武郡横芝光町屋形及び北清水	
7 存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	
その五十九		
1 公示番号	共第五十九号	
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
第一種共同漁業	だんべいきさご漁業 はまぐり漁業 こたまがい漁業 かき漁業 うばがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで " " " " " " " "
第三種共同漁業	あじ地びき網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
3 漁場の位置	山武郡横芝光町木戸から旭市下永井に至る地先	
4 漁場の区域	次の基点北十一号、ア、イ、ウ、エ及び基点北十四号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
	基点北十一号 山武郡横芝光町屋形と同町木戸との境界付近に設置した標柱 基点北十二号 匝瑳市と旭市との境界付近の北九十九里吉崎海岸中央点 基点北十三号 旭市東足洗と同市三川との境界付近に設置した標柱 基点北十四号 旭市下永井竜王崎の防波堤旧突端 ア 基点北十一号から一三八度五〇分一、五〇〇メートルの点 イ 基点北十二号から一四三度五〇分一、五〇〇メートルの点 ウ 基点北十三号から一四三度五〇分一、五〇〇メートルの点 エ 基点北十四号から一四三度五〇分一、五〇〇メートルの点	

エ 基点北十四号から二四一度二〇分一、五〇〇メートルの点		
5 制限又は条件	なし	
6 関係地区	山武郡横芝光町木戸及び尾垂、匝瑳市並びに旭市	
7 存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	
その六十		
1 公示番号	共第六十号	
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
第一種共同漁業	かき漁業 いせえび漁業	一月一日から十二月三十一日まで 八月一日から翌年五月三十一日まで
第二種共同漁業	雑魚固定式さし網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
3 漁場の位置	旭市地先	
4 漁場の区域	次の基点北十四号、ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
	基点北十二号 匝瑳市と旭市との境界付近の北九十九里吉崎海岸中央点 基点北十三号 旭市東足洗と同市三川との境界付近に設置した標柱 基点北十四号 旭市下永井竜王崎の防波堤旧突端 ア 基点北十四号から二四一度二〇分一、五〇〇メートルの点 イ 基点北十三号から一八三度五〇分一、五〇〇メートルの点 ウ 基点北十二号から一四三度五〇分一、五〇〇メートルの点 エ 基点北十二号から一四三度五〇分五、〇〇〇メートルの点 オ カから一四三度五〇分五、〇〇〇メートルの点 カ 北緯三五度四一分五二・五秒、東経一四〇度四五分三九・九秒の点(磯見川河口中心点)	
5 制限又は条件	なし	
6 関係地区	山武郡横芝光町木戸及び尾垂、匝瑳市並びに旭市	
7 存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	
その六十一		
1 公示番号	共第六十一号	
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
第一種共同漁業	わかめ漁業 いわのり漁業 かじめ漁業 ひじき漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで " " " " " "

第一種共同漁業	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	わかめ漁業 いわのり漁業 かじめ漁業 ひじき漁業 おにくさ漁業 どらくさ漁業 ふのり漁業 つのまた漁業	わかめ漁業 いわのり漁業 かじめ漁業 ひじき漁業 おにくさ漁業 どらくさ漁業 ふのり漁業 つのまた漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで " " " " " " " " " " " " " "
第一種共同漁業	おにくさ漁業 どらくさ漁業 ふのり漁業 つのまた漁業 てんぐさ漁業 あわび漁業 かさえ漁業 かき漁業 たこ漁業 いせえび漁業	おにくさ漁業 どらくさ漁業 ふのり漁業 つのまた漁業 てんぐさ漁業 あわび漁業 かさえ漁業 かき漁業 たこ漁業 いせえび漁業	四月一日から十月三十一日まで 四月一日から九月十五日まで 七月一日から翌年五月三十一日まで 一月一日から十二月三十一日まで " " " " " " " " " " 八月一日から翌年五月三十一日まで
第一種共同漁業	てんぐさ漁業 あわび漁業 かさえ漁業 かき漁業 うばがい漁業 たこ漁業 いせえび漁業	てんぐさ漁業 あわび漁業 かさえ漁業 かき漁業 うばがい漁業 たこ漁業 いせえび漁業	四月一日から十月三十一日まで 四月一日から九月十五日まで 七月一日から翌年五月三十一日まで 一月一日から十二月三十一日まで " " " " " " " " " " 八月一日から翌年五月三十一日まで
第一種共同漁業	わかめ漁業 いわのり漁業 かじめ漁業 ひじき漁業 おにくさ漁業 どらくさ漁業 ふのり漁業 つのまた漁業	わかめ漁業 いわのり漁業 かじめ漁業 ひじき漁業 おにくさ漁業 どらくさ漁業 ふのり漁業 つのまた漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで " " " " " " " " " " " " " "
第一種共同漁業	わかめ漁業 いわのり漁業 かじめ漁業 ひじき漁業 おにくさ漁業 どらくさ漁業 ふのり漁業 つのまた漁業	わかめ漁業 いわのり漁業 かじめ漁業 ひじき漁業 おにくさ漁業 どらくさ漁業 ふのり漁業 つのまた漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで " " " " " " " " " " " " " "
第一種共同漁業	わかめ漁業 いわのり漁業 かじめ漁業 ひじき漁業 おにくさ漁業 どらくさ漁業 ふのり漁業 つのまた漁業	わかめ漁業 いわのり漁業 かじめ漁業 ひじき漁業 おにくさ漁業 どらくさ漁業 ふのり漁業 つのまた漁業	九月一日から翌年五月三十一日まで " " " " " " " " " " " " " "

千葉県報

定例
令和2年4月21日

主要目次

- 地方自治法施行令に基づく徴収事務の委託
- 千葉海区における漁業権に係る漁業の免許の内容たるべき事項等の決定
- 千葉県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画一の別に定める「くろまぐろ」の変更
- 国土調査の成果の認証
- 都市計画道路の関係図書の縦覧
- 特定調達公告
- 入札公告（四件）

告示

千葉県告示第二百七十九号
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八条第一項の規定により、千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンターに係る使用料の徴収事務を次のとおり委託した。
令和二年四月二十一日

名称及び代表者の氏名	所在地	千葉県知事	鈴木 栄治
社会福祉法人千葉県身体障害者福祉協会 理事長 本宮敏雄	千葉市中央区千葉港四番三号	委託期間	令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

千葉県告示第二百八十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定により、千葉海区における漁業権に係る漁業の免許の内容たるべき事項、関係地区又は地元地区、免許予定日及び申請期間を次のとおり定めた。
令和二年四月二十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

免許の内容たるべき事項等

その一

- 1 公示番号 短共第一号
- 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	おごり漁業 もがい漁業 はまぐり漁業 あさり漁業 ばかがい漁業 しおふき漁業 ほんびのすがい漁業 えむし漁業	一月一日から十二月三十一日まで " " " " " " " "
第二種共同漁業	雑魚固定式さし網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 市川市塩浜地先
 - 4 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯三五度三九分五五・七五三八秒、東経一三九度五五分五・〇九八一秒の点
 - イ 北緯三五度三九分五八・一四三六秒、東経一三九度五六分一〇・九三四六秒の点
 - ウ 北緯三五度三九分二六・八三〇一秒、東経一三九度五六分二七・三九〇九秒の点
 - エ 北緯三五度三九分六・五九七五秒、東経一三九度五六分一七・一〇一四秒の点
 - 5 制限又は条件 なし
 - 6 関係地区 市川市
 - 7 存続期間 令和二年九月一日から令和三年八月三十一日まで
- その二
- 1 公示番号 短共第二号
 - 2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
おごり漁業 もがい漁業 かき漁業 はまぐり漁業	おごり漁業 もがい漁業 かき漁業 はまぐり漁業	一月一日から十二月三十一日まで " " "

第一種共同漁業	あさり漁業	〃
	ばかがい漁業	〃
第二種共同漁業	しおふき漁業	〃
	ほんびのすがい漁業	〃
第一種共同漁業	えむし漁業	〃
	雑魚固定式さし網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
第二種共同漁業	雑魚固定式さし網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
3 漁場の位置	船橋市地先	
4 漁場の区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	
ア	北緯三五度四〇分〇・一八五三秒、東経一三九度五七分二五・二七五七秒の点	
イ	北緯三五度四〇分〇・四八五秒、東経一三九度五六分二七・七八八九秒の点	
ウ	北緯三五度三八分三・二五一〇秒、東経一三九度五八分三一・九四八七秒の点	
エ	北緯三五度四〇分四・三四四六秒、東経一三九度五七分三・六三五九秒の点	
5 制限又は条件	なし	
6 関係地区	船橋市	
7 存続期間	令和二年九月一日から令和三年八月三十一日まで	
その三		
1 公示番号	短共第三号	
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称
	おごのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	もがし漁業	〃
	かき漁業	〃
	はまぐり漁業	〃
	あさり漁業	〃
	ばかがい漁業	〃
	しおふき漁業	〃
	ほんびのすがい漁業	〃
	えむし漁業	〃

第一種共同漁業	あさり漁業	〃
	ばかがい漁業	〃
第二種共同漁業	しおふき漁業	〃
	ほんびのすがい漁業	〃
第一種共同漁業	えむし漁業	〃
	雑魚固定式さし網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
第二種共同漁業	雑魚固定式さし網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
3 漁場の位置	船橋市地先	
4 漁場の区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	
ア	北緯三五度四〇分〇・一八五三秒、東経一三九度五七分二五・二七五七秒の点	
イ	北緯三五度四〇分〇・四八五秒、東経一三九度五六分二七・七八八九秒の点	
ウ	北緯三五度三八分三・二五一〇秒、東経一三九度五八分三一・九四八七秒の点	
エ	北緯三五度四〇分四・三四四六秒、東経一三九度五七分三・六三五九秒の点	
5 制限又は条件	なし	
6 関係地区	船橋市	
7 存続期間	令和二年九月一日から令和三年八月三十一日まで	
その四		
1 公示番号	短区第一号	
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称
	のり養殖業	八月二十日から翌年四月三十日まで
3 漁場の位置	市川市塩浜地先	
4 漁場の区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	
ア	北緯三五度三八分二・四・七三三四秒、東経一三九度五六分三九・二三九五秒の点	
イ	北緯三五度三七分五〇・三二六八秒、東経一三九度五六分五七・〇〇一三秒の点	
ウ	北緯三五度三七分五七・〇四九五秒、東経一三九度五七分三一・五四五六秒の点	
エ	北緯三五度三八分三・四・〇一八五秒、東経一三九度五七分二・六九三八秒の点	
5 制限又は条件	なし	
6 地元地区	市川市	
7 存続期間	令和二年八月二十日から令和三年四月三十日まで	
その五		
1 公示番号	短区第二号	
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称
	のり養殖業	八月二十日から翌年四月三十日まで
3 漁場の位置	市川市塩浜地先	
4 漁場の区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	
ア	北緯三五度三八分二・四・七三三四秒、東経一三九度五六分三九・二三九五秒の点	
イ	北緯三五度三七分五〇・三二六八秒、東経一三九度五六分五七・〇〇一三秒の点	
ウ	北緯三五度三七分五七・〇四九五秒、東経一三九度五七分三一・五四五六秒の点	
エ	北緯三五度三八分三・四・〇一八五秒、東経一三九度五七分二・六九三八秒の点	
5 制限又は条件	なし	
6 地元地区	市川市	
7 存続期間	令和二年八月二十日から令和三年四月三十日まで	